

雇児発0930第2号  
社援発0930第12号  
障発0930第2号  
老発0930第13号  
平成28年9月30日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長  
(熊本県知事及び熊本市市長を除く)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
(公印省略)  
厚生労働省社会・援護局長  
(公印省略)  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公印省略)  
厚生労働省老健局長  
(公印省略)

社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について（依頼）

社会福祉施設等における吹付けアスベスト対策については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第5回フォローアップ調査について」（平成26年1月29日付事務連絡）などにより、従来から吹付けアスベスト（石綿）等の使用実態に関する調査の実施をお願いしてきたところですが、今般、総務省行政評価局から、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告（以下「勧告」という。）が行われ、社会福祉施設等において、吹付けアスベスト（石綿）等のみならず、アスベスト（石綿）含有保温材等の使用実態に関する調査についても実施すべき旨の指摘がなされました。この勧告を踏まえ、入所者及び職員等の安全対策に万全を期すために、下記のとおり、改めて「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査」を実施することといたしましたので、ご協力をお願いします。

なお、平成 28 年熊本地震の影響により、熊本県内の社会福祉施設等については、現時点での調査の実施が困難であると考えられることから、今回の調査は対象外とすることを申し添えます。

## 記

### 社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について

#### （1）使用実態調査の実施について

総務省行政評価局からの勧告を受け、入所者及び職員等の安全対策に万全を期すために、改めて「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査」を実施することとしました。

本調査の実施に当たっては、貴都道府県・指定都市・中核市の労働関係部局、建築関係部局、環境関係部局、医療関係部局等と十分連携の上、管内の社会福祉施設等に対し、依頼を行うとともに、（別添）「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査実施要領」に基づき実施していただくようお願いいたします。

なお、本調査の結果については公表を行うこととしている旨を申し添えます。

#### 【備考】これまでの調査内容からの見直し事項

##### ①「調査対象建築物等」の変更

変更前	平成 8 年度以前に竣工した建築物
変更後	平成 18 年 9 月 1 日以後に新築の工事に着手した建築物を除く全ての建築物その他の工作物

##### ②「調査対象建材」の変更

変更前	吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有断熱材の一部
変更後	吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材、耐火被覆材及び断熱材

※これまでの調査では、調査対象施設（調査対象建築物等を有する施設）のうち、直近に実施した調査の結果において、「ばく露のおそれのある施設」、「分析予定の施設」及び「未回答の施設」とされた施設を対象としてフォローアップ調査を実施していましたが、今回の調査では、改めて全ての調査対象施設に対し、調査を実施することとします。

## (2) 調査に当たっての留意点について

上記（1）のとおり、今回の調査においては、改めて全施設を対象に調査を行うことといたしますが、施設において分析調査及びアスベスト（石綿）含有建材の除去等の措置が行われているか否かに関わらず、調査実施期間の範囲で、可能な限り施設の現状把握を適切に行っていただきますようお願いいたします。

また、同日付け事務連絡「吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について（依頼）」に記載のとおり、使用実態調査に係る関係資料を適切に保存していくとともに、分析調査及びアスベスト含有建材の除去等の措置が未了の場合には、管内の社会福祉施設等の管理者等に対し、適切な対応が講じられるよう、指導を徹底していただきますよう併せてお願ひいたします。

なお、今回の調査後に、フォローアップ調査を実施いたしますので、引き続きご協力をお願いします。

## (3) 調査実施後の対応について

今回の調査結果において、「ばく露のおそれのある施設」、「分析予定の施設」及び「未回答の施設」を有する都道府県・指定都市・中核市に対し、その後の指導の状況等について報告を求める場合もありますので、御了知ください。